

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>IV 指定紛争解決機関の監督上の評価項目</p> <p>IV-1 紛争解決等業務の運営態勢</p> <p>IV-1-1 指定紛争解決機関の業務運営態勢</p> <p>(中略)</p> <p>IV-1-5 利用者等に関する情報の管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>指定機関においては、紛争解決等業務を行う過程において利用者の個人情報を含む様々な情報を把握することになるが、これらの情報が漏えい等した場合、利用者に多大な不利益をもたらすとともに、金融ADR制度に対する信頼を失う原因ともなることから、その適切な管理を行うことが必要である。</p> <p>このため、指定機関においては、紛争解決委員及び役職員又はこれらの職にあった者に対する秘密保持義務の遵守が定められている（金商法第156条の41第1項）。また、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者</u>に該当する指定機関においては、<u>同法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等</u>についての実務指針に基づいて、適切な個人情報の取扱いを確保する</p>	<p>IV 指定紛争解決機関の監督上の評価項目</p> <p>IV-1 紛争解決等業務の運営態勢</p> <p>IV-1-1 指定紛争解決機関の業務運営態勢</p> <p>(中略)</p> <p>IV-1-5 利用者等に関する情報の管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>指定機関においては、紛争解決等業務を行う過程において利用者の個人情報を含む様々な情報を把握することになるが、これらの情報が漏えい等した場合、利用者に多大な不利益をもたらすとともに、金融ADR制度に対する信頼を失う原因ともなることから、その適切な管理を行うことが必要である。</p> <p>このため、指定機関においては、紛争解決委員及び役職員又はこれらの職にあった者に対する秘密保持義務の遵守が定められている（金商法第156条の41第1項）。また、<u>指定機関は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者として、同法、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報</u></p>

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>ための措置を講ずる必要があるほか、<u>個人情報取扱事業者に該当しない指定機関においても、個人情報保護法等の遵守に努める必要がある。</u></p>	<p><u>編</u>）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に基づいて、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある（<u>削除</u>）。</p>
---	--